

令和4年度 京築地区水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度京築地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給業務

供給対象団体	一日供給水量	年間総供給水量	備考
行橋市	3,800 m ³	1,387,000 m ³	
豊前市	6,400 m ³	2,336,000 m ³	
苅田町	1,770 m ³	646,050 m ³	
みやこ町	3,070 m ³	1,120,550 m ³	
吉富町	650 m ³	237,250 m ³	
上毛町	800 m ³	292,000 m ³	
築上町	2,510 m ³	916,150 m ³	
合計	19,000 m ³	6,935,000 m ³	

(2) 主な改良工事

- ・配水池電気計装設備更新工事及び重点監理業務委託(債務負担に係わるもの)
- ・苅田町新津地区送水管移設工事及び重点監理業務委託
- ・湯の川内浄水場耐震補強工事及び重点監理業務委託
- ・湯の川内浄水場電気設備更新工事及び重点監理業務委託(債務負担に係わるもの)
- ・湯の川内浄水場機械設備更新工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,067,363 千円
第1項 営業収益	915,420 千円
第2項 営業外収益	151,943 千円

支 出

第1款 事業費	1,034,598 千円
第1項 営業費用	968,965 千円
第2項 営業外費用	65,133 千円
第3項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額607,439千円は、減債積立金101,000千円、建設改良積立金200,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,578千円、過年度分損益勘定留保資金14,869千円及び当年度分損益勘定留保資金257,992千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	146,864千円
第1項	国庫補助金	2,285千円
第2項	県補助金	17,709千円
第3項	工事負担金	33,470千円
第4項	出資金	1,700千円
第5項	企業債	91,700千円
支 出		
第1款	資本的支出	754,303千円
第1項	改良費	422,350千円
第2項	企業債償還金	331,653千円
第3項	予備費	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水池電気計装設備更新事業	令和4年度	139,771千円
湯の川内浄水場電気設備更新事業	令和4年度	147,789千円
	令和5年度	76,308千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
改良事業	91,700千円	証書借入 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団 体金融機構資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金 融機構資金については、その融資 条件による。銀行その他の場合に は、その債権者との協定する事項 による。ただし、財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利債に借 換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に関する予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 66,704 千円 |
| (2) 交際費 | 200 千円 |

(他会計からの補助金)

第 10 条 構成団体の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、636千円である。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 児童手当に対する補助金 | 636 千円 |
|-----------------|--------|

(たな卸資産の購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出
京築地区水道企業団
企業長 後藤 元秀